

第二部

侵略にまつわる諸問題

今回の中国現地調査を終え、日本軍の中国侵略の実相の一端にふれるにつけ、今日の日本の進むべき道についていくつか考えていくべき諸問題であるが、下記の項目についてこの項で簡単にふれておきたい。今後、その問題については、さらに研究を深めていく機会があるかと思う。

- 1．教科書をめぐる問題
- 2．石原発言への中国側からの反論
- 3．日本国憲法とPKO問題
- 4．日本の賠償責任について

1.教科書をめぐる問題

本書第1章で、中国において日本軍による中国人民の虐殺を教育の場で教えているのは、平和な社会を「友好」という絆で築き上げるためであるという主旨の魯光栄氏の発言を紹介しておいた。今回の調査が終え帰ってくるとすぐに目にとまったのが、文部省の教科書検定の強化についての論文であった。

「歴史の前の責任」と題し特集を組んだ「世界」(1991年9月号)で、共同通信社の松野修記者が「新局面を迎えた教科書検定」というタイトルで寄稿している。内容はこうである。検定規則が改定されたが次のポイントが特に変わった点であるとしている。

1. 合格、不合格の最終決定が「検定審議会」で行われるようになった。

これは、「審議会」での一発検定により出版社側に「不合格恐怖症」を生み、不合格という経営上のリスクを極力避けようという姿勢を創り出し、萎縮させた。

2. 手続きが煩雑化し、出版社の事務量が増加した。

これにより出版社は、検定意見の内容を検討するよりも、期限内に修正表を作る作業に忙殺され、検定規則第9条に基づいた検定意見に対する意見申し立てをする余裕を失った。

3. 「文部省解釈」の申し付けがまかり通っている。

検定申請の段階で「日の丸」「君が代」を国旗、国歌と記述したのは1社だけで、このため文部省は他の7社に対して「学

習指導要領に照らして不十分。国旗は日の丸、国歌は君が代と分かるように」と意見を添えた。これに対して出版社側からは反論は一つもなかった。

と、問題点をあげた。

本書でもしばしば登場する「東京裁判」の著者アーノルド・ブラックマンは「はじめに」でその本を著する動機として、日本の教科書改竄にふれ「東京裁判のクロノロジカル(=時間の経過にしたがった)な復元がいくつかの誤報や無知を解消する助けになれば、というのが私の願いである。」と述べている。日本の教育を統括し司る文部省が無知のままでいていいはずはない。

そもそもこの教科書をめぐる問題が表面化するのはいつのことであろうか。ブラックマンによれば、

1977年、日本の文部大臣が新しい教科書の指導要領を公表した。そして、数百ページもある基礎的な日本史の教科書では、第二次世界大戦の記事は6ページに縮小され、そのほとんどが広島島の廃墟の写真や日本の戦死者の記録、アメリカによる東京空襲の写真で占められている。「この教科書では、もう一つの戦争犯罪、日本の労働収容所への中国人・朝鮮人強制連行等の人的損害について何も言及されていない」とロンドンの「エコノミスト」(誌)はすげなく批評した。

と述べ、1977年頃を境に表面化したと見ている。さらに続けて、

まさにその翌年、突如としてA級戦犯は

名誉を回復した。東条を含む14名の軍国主義者が靖国神社に「殉難者」としてひそかに祀られたのである。靖国神社の高位の神官は次のように主張した。自分たちの決定は正当だ。なぜなら、戦争犯罪人は「みずからの生命を天皇と日本に捧げた」からである。

「狂気の沙汰」とブラックマンは評したが、

1982年、教科書論争は絶頂に達した。当時、日本の文部大臣は日本の中国侵略を「進出」であると述べ、南京事件は中国軍の抵抗ゆえに起こったと言った。そして新しい教科書はこう断じている。「彼ら（中国国民党軍）が日本軍に大きな損害を与えたため、日本の軍隊が激昂し、その結果、多数の中国人兵士や一般住民を殺害した。」朝鮮における奴隷労働者の徴用は、労働力の「動員」と言い換えられていた。

いまやアジア中が騒然となった。北京と台北の二つの中国、ソウルとピョンヤンの二つの朝鮮は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、香港などの国々と共に抗議をした。北京は「日本軍国主義者による中国侵略の歴史を改竄している」と日本を非難した。『中国日報』は、日本人の歴史書きかえに対して「ばかげている！」という烙印を押した。朝鮮では、反日デモが起り、『 코리아・ヘランド』が日本政府は新しい世代の目をふさごうとしていると非難し、日本の行為は「重大な懸念すべき問題」だと述べた。インドネシアは、日本が「みずからの国際犯罪を正当化

しようとしている」と非難したが、しかし日本の行為についての記憶はいまだにアジア人の心に焼きついているのだから「抹消しようというこの試みは無益である」と指摘した。フィリピンの外相は、教科書改訂は、日本と東アジア・太平洋近隣諸国との将来にわたる有望な関係を考えているフィリピン人を「不安にさせた」と語った。

こうした諸国からの非難に対し政府高官の反応は、

「日本が外国に進出したとき、『侵略』という言葉は用いなかった。『進出』を『侵略』に変更すれば、事実の歪曲になろう。子供たちは、自分たちの父祖は悪いことをしたのだから尊敬に値しないと言うのであろう。この立論は、もろもろの批判によってずたずたに切り裂かれた。中国人民解放軍機関誌「解放軍報」は次のように述べた。「この高官の論理によると、第二次世界大戦に日本と同盟したドイツのヒトラーやイタリアのムッソリーニを含む侵略者たちは誰も、自分たちがほかの諸国に進出するさいに侵略という言葉を用いたことなどなく、それゆえ侵略はかつて起こったことがないということになる。」

これらの経過を知ることによって同じ日本人として、とても恥ずかしい思いをもったのは私だけではないであろう。

最近の教科書問題についての報道は、家永三郎・元東京教育大学教授の教科書裁判と関連したものが多い。沖縄では、今年10月21日、東京高裁で開かれた第三次家永教科書裁判控訴審への沖縄側からの証人とし

て出廷した石原昌家沖縄大教授の証言を特集したのが多かった。

家永氏は1984年1月、80年代に入ってから教科書偏向キャンペーンと、それを背景に強化された検定が「日本の対外侵略責任をあいまいにする方向での修正を露骨に強制した」として提訴した。「中国、朝鮮の反日抵抗」「南京大虐殺」「七三一部隊」など、日本の侵略戦争にかかわる記述とともに「沖縄戦」の記述に対する検定処分が争点となった。

「沖縄戦」について、家永氏は16万人の県民の犠牲について「そのなかには、日本軍のために殺された人も少なくなかった」と書いたが、それに対し文部省は、「もっと多くの犠牲者を生じさせた『集団自決』のことを書き加える必要がある」と検定意見をつけた。ここに「集団自決」の理解をめぐる争点が浮きぼりになった。

読谷村にも、チビチリガマでの「集団自決」が起こっており、ここではこの点に絞り考えてみたい。

「集団自決」について文部省側は「自らの意志で死んでいった。」という見解をとっている。それに対し家永氏側は「日本軍による強制と誘導による死であった。」と反論している。石原昌家氏は、「日本軍によって追い込まれて発生した背景を書かないと、あたかも自発的に死んでいったかのようで誤解と混乱を生む。これは沖縄戦の実相とかけ離れている。」と主張している。チビチリガマでも確かに「自決」というかたちで尊い82名の人命が失われた。そのうち49名は未成年者であり、小さな子供たちがその犠牲となっている。彼らは、自らの意志で

死を選んだとはとうてい思えない。そこに至る背景が母親や大人たちに死を決意させている。石原氏は「政府が沖縄戦の住民被害の実態を認めないことが、アジア諸国に対する侵略戦争を認めない、謝罪しない姿勢と同根、同質である。この姿勢こそが問われている。」とし、「自国の軍が自国民を殺した沖縄戦の特徴、その背景となった県民観、『国体護持』の戦争だった。」ということも法廷でも詳述したいと抱負を述べた。

県民の支援者も新聞の特集の中で、この点に重点をおいて期待を述べた。真和志高校の平良宗潤氏は、ひめゆり学徒等を例にとり「日本軍は法的根拠もなしに学徒を戦場へ動員し、使うだけこき使って、追いつめられた最後の土壇場では、『解散』を命じて米軍の砲爆撃の下に放置した。無責任この上もない。学徒たちの死は解散命令後に激増した。捕虜になることを許されなかった学徒にとって、解散命令は死を意味した。軍人が自決を命じられたことと同じであった。」と。また住民犠牲については「首里から摩文仁へ司令部を移動し、戦闘を引き延ばしたことによって、非戦闘員である住民の犠牲者が増えた。首里から占領までに守備軍が降伏するか、玉碎していれば多くの県民は死なずに済んだ。」と述べ、「国体護持のための捨石作戦、根こそぎ動員、そのための軍人を上回る県民多数の死、これが沖縄戦の特徴だ。」としている。

沖縄戦の過程のなかでは、独特の地方語（沖縄語・方言）で話すとスパイ視され虐殺されたり、精神障害者、ろうあ者の殺害、ユタ（霊的能力をもった人）の虐殺、食糧強奪のための虐殺、泣き声を出させないた

めの乳幼児虐殺、投降阻止のための殺害など日本軍による住民虐殺の事例は各地で確認されている。

また北中城高校の山川宗秀氏は「『軍神』東郷平八郎が『華麗に復活した』と」批判した「韓国日報」(7月3日)を紹介しながら「戦後の日本の教育は、皇民化教育、軍国主義教育が日本国民とアジア太平洋諸国民に多大な犠牲をもたらしたことの反省にたって、平和憲法と教育基本法に基づいて平和教育民主教育を進めてきた。当然、戦前の国定教科書は廃止された。ところが今日の教科書の実態は、政府・文部省のたびかさなる学習指導要領・教科書検定制度の改悪によって『国定教科書』と危惧される状況になってきている。」と述べ、「アジア各国から批判をあびる『教科書』で子供たちを真の国際人として育成できるか。」と疑問を投げかけている。

第1部で述べたように、平頂山事件や南京大虐殺などの中国人虐殺がそうであったように、沖縄戦における住民への虐待や殺害の問題は、侵略戦争とはどういうものであったかを如実に示している。「天皇の軍隊」は行く先々で多くの住民を殺害し(本多勝一著『天皇の軍隊』に詳述されている。)あげくの果てには、沖縄戦で県民にその銃口を向けた。平和憲法に精神にそってこの事実を中国での虐殺の歴史も含めて記述することが今の日本のとるべき道であり、責務である。

ニョルンベルク裁判(1945年11月に始まったナチ指導者24人の裁判)で連合国検察陣の一員であったホイットニー・ハリスは「もし過去の悪行を繰り返したくないのであ

れば、われわれはそれを惹き起こすもとなつた過誤を忘れてはならない。この過誤を忘れてしまえば、われわれは過去に何もなかったと信じ込んでしまうのだから」と述べたという。日本政府、日本国民がかみしめなければ言葉である。

アジアのなかの日本、アジアの一員としての日本人が国際社会のなかで認められるためにも教科書裁判の行方を見守り、真の「友好」と国際平和に向け、国民一人ひとりが努力していかなければならない。

2 . 石原発言への中国側からの反論

最近南京大虐殺に再び脚光をあびせたのは、石原慎太郎衆議院議員であった。アメリカの月刊誌『プレイボーイ』1990年10月号（日本語版、同11月号）で、「日本軍が南京で虐殺をおこなったと言われていますが、これは事実でない。中国側の作り話です。これによって日本のイメージはひどく汚されました。これは嘘です。」と発言。中国をはじめ米国内の中国人からも非難の声が相次いだ。

そして、この石原発言に触発される形でニューヨークの中国人団体「南京虐殺の犠牲同胞追悼同盟」がニューヨーク・タイムズ紙に意見広告を掲載した。そして歴史学者の間で「幻のフィルム」とされていた米宣教師マギー牧師が撮影した16ミリフィルムが発見され全世界にその一部がニュースで紹介され、大きな反響を呼んだ。沖縄でもテレビや新聞各紙で報道されたので周知のことと思う。

現地南京を訪れてみて、第一部の幸存者証言にもあったように、その反駁の大きさにあらためて驚いた。以下は、今回の調査の案内役をしていただいた南京大学歴史系教授高興祖氏の石原発言への反論である。

「大東亜共栄圏」の夢を煽動する石原発言

- 日本の国会議員・石原慎太郎氏に反駁する -

最近、日本の国会議員の石原慎太郎氏が、公然と騒ぎを巻き起こしている。アメリカの雑誌『プレイボーイ』10月号に掲載された取材記事の中で、1937年12月に日本軍国主義が南京で行なった大虐殺は「中国人のでっち上げた嘘」だと指弾したのである。こうした類の歴史の事実を顧みない口からでまかせの批評には、大きな憤りを呼び起こさずにはいられない。

周知のように、1937年12月13日、日本軍は南京を侵略し占領した後、6週間余りの長い期間にわたって30余万人の南京の罪のない市民と武器を捨てた中国の兵士、また、

よそから逃げてきた難民を虐殺し、同時に無数の婦女が辱めを受け、無数の住宅、商店、役所、倉庫が略奪され、放火、破壊にあい、全市の約3分の1が灰燼に帰したのである。この暴虐の限りをつくした行為は国際法に重大に違反し、戦争犯罪と人道に反する罪にあたるため、戦後、極東国際軍事法廷は、この事件の裁判をおこない、南京大虐殺の暴虐は「まぎれもない戦争犯罪」であると認定し、この暴虐行為の直接の責任者である松井石根に絞首刑の判決を下し、中国戦犯裁判軍事法廷は、もう一人の主犯の谷寿夫に死刑を宣告した。南京人民に空前の災難をもたらした日本の戦犯は、相応の懲罰を受けたのである。

見たところ石原氏は、歴史に対して、決



虐殺現地を熱心に案内していただいた高興祖教授。

して無知なのではなく、その強烈な民族主義的な気分で有頂天になり、そのために何も顧みないで虚言をねつ造し、日本軍国主義の被害を深く受けた中国人民に対して、汚水さえもぶっつけたのである。

日本のファシズムがうごめき始めた頃、ファシズムが何を大声で叫んでいたか記憶に残っている。それは、「日英同盟を基軸として明治の外交は、新しいアジアの情勢の下では既に反動的な作用をもたらすだけだ」と、対外政策の基本を、アジアの統治者であるイギリスに移した闘いを主張し、すべて問題を、「アジアの盟主」になるか、それとも「白人の投資する警察」になるのかということに帰結させたのである。（古屋哲夫『北一輝論』参照）

現在、日本の経済力の増大に伴って、石原氏もまた、日本はアジアに対して「より大きな責任を負い」、アジアを日本の特権地区にするのだとかと、大声で叫んでいる。また、日本はアメリカやソ連より優れた現代兵器の心臓部を作る先端技術を保有しているとか、「正に、次第にアメリカの地位にとって代わりつつある」、「日本は奴隷の態

度を捨てる時だ」、「日本は国際的にいっそう大きな影響をおよぼすべきだ」等と言っている。（石原慎太郎『「NO」といえる日本』参照）

石原氏の言っていることと、日本ファシストの発言は、何となくよく似たものである。違うのは、ただ、後者が西ヨーロッパの手先から、イギリスと同じくアジアの覇権を争奪する帝国主義に変わることを要求しているのに対して、前者は、従属的な地位から抜け出し、「アメリカにとって代わる」のを要求しているというところだけである。

しかしながら時代は同じではない。現在の中国は既に、かつての中国ではなく、今の東南アジアも過去の東南アジアでもなく、大多数の日本国民ももう目覚めており、各国との友好を求め、決して軍国主義の復活を許すことはありえないことを、われわれは石原氏にはっきりと言うことができる。

「大東亜共栄圏」の古い夢をもう一度見ようとすることは通用するものではない。石原氏は日本の国会議員として、少し頭を冷やした方がよい。そうでなければ、世界

中の人たちと日本国民から、理性を失っているとしか考えられず、ただ嘲り笑われ、嘆かれるだけである。(1990年12月13日「南京大虐殺53周年・石原発言を許さない京都集会」へのメッセージ)

石原慎太郎氏は日本国民の代弁者か？

- 日本の国会議員・石原慎太郎氏に反駁する -

今年の12月13日は、日本侵略軍の南京大虐殺事件の53周年である。いま仮住いしている南京で文章をしたため、石原慎太郎氏の中国人に対する新たな侮辱に反駁し、犠牲者への追悼にかえたい。

石原慎太郎氏は、アメリカの雑誌『プレイボーイ』誌の記者の訪問を受けた時、自ら日本国民の代弁者を任じて「ただ、ほとんどすべての日本人が心の中で思っていることを、声を出して言ったにすぎない」とか言ったらしい。しかし、これは正しくはない。石原慎太郎氏の思想と、日本の一般国民の思想は大きく隔たっている。

日本の国民は、アメリカと平等に扱われることを求めているのである。『NOといえる日本』のもう一人の筆者の盛田昭夫氏は、日本とアメリカは長所をとって短所を補うべきであり、それがお互い平等につき合える基礎となるというように考えている。しかし、石原慎太郎氏が要求しているのは、経済と技術の優勢を頼みとして、日本が「アメリカにとって代わる」ことにより、アジアに君臨することである。

日本の記者本多勝一氏はアメリカの「ロサンゼルス・タイムズ」に発表した文章の中で、石原氏の煽動的な発言は、結局、第

二次世界大戦の際に、日本を中心にして作り上げようとした「大東亜共栄圏」の夢物語にほかならないと述べている。

これは、石原の強烈な新民族主義を表す一側面であり、彼と日本国民が全く異なっているところである。彼がどうして日本国民の代弁者を自認することができようか。

さらに、アジアにとっては、石原氏と日本国民は少しも共通している点はない。アジア各国は、かつて日本軍国主義の侵略にあい、甚大な災難を被った。われわれは、ひとにぎりの軍国主義分子と広範な日本国民を厳格に区別すべきだと、一貫して主張してきた。けれども、日本国民は常々、われわれに次のように言う。……戦争は、ごく少数の軍国主義者の陰謀で準備され、引き起こされたものではあるが、しかし、日本国民は戦争をくい止めることができなかった。だから、こうした意味での責任がある。

彼らは、痛苦な歴史を教訓とするために、毎年、様々な組織の各種代表団が南京と中国の他の地方、および東南アジア各国を訪れている。そして日本軍国主義によって殺害された各国人民を追悼し、世界平和と各国の友好の為に努力することを誓い、そのことによって日本国民とアジア各国人民との友好を促進し、アジア各国の歓迎を受けている。これは疑いもなく、アジアと世界の平和及び日本と各国間の協調にとって有益なことである。

しかし、国会議員としての石原慎太郎氏は、反対に、日本国民に歴史を直視させ過去の戦争の反省を日本と各国の友好の出発点にするということとは全く逆に、「日本は

国際的に誤りを犯したことはなかった」とか言って激しくわめきたて、「韓国、台湾、シンガポール等、経済的にうまくやっている所は、戦前、かつてはみな日本に統治されていた」とか、さらにひどいのになると、南京大虐殺は「中国人のでっち上げた嘘」とか言い出している。

これは、白を黒と言いくるめる、口からでまかせのデタラメな悪口雑言であり、石原慎太郎氏のはなはだしい新民族主義をあらわす、また一つの側面である。この発言は、明らかにアジア地域の平和と日本と各国の間の協調に水をさすに違いない。

試みに尋ねてみるが、仮に、もしアメリカの議員があなたたちに対して、原子爆弾が広島に炸裂したことはなかった。それは日本人のでっち上げたウソだ………と言ったとしたら、日本人であるあなたはどのように感じるだろうか。それゆえに、石原氏は日本国民の代弁者ではなく、代弁者ではありえないのだ。

彼はただ、この近年の日本の経済力の伸長に伴って、日本国民の中に現れてきた優越感を利用し、それを新しい民族主義と排外主義の方向に誤らせて導こうとしているのにすぎない。そして、こうした類の間違った動きは、まさに、近年来の日本国内の最も危険な動向の一つである。

一つの民族が自らの民族精神を保持し発揚する前提として、厳粛で正確に総括した歴史の教訓を抛り所とすべきであり、それは子々孫々に対してまで責任をもつ言動に表される思想であるべきである。日本国民は、このように行動してきたはずである。

石原氏のようなやり方は、日本が、被害

を受けた中国人に対して賠償すらしないことに加えて、既に、ありのままに歴史の姿を日本国民が直視することを損わせている。そのことによって現在、国際的に次のような一つの普遍的な見方を生み出している。………「同じ戦敗国家で、いまや、あなたがた日本の経済力は、ひょっとすると、既に西ドイツを追い越してしまったかもしれない。しかし、あなたがたの国家の品性は、実のところドイツに比べて一段と劣っている」(『連合日報』姚立民氏の石原氏への公開質問状を参照)これは、石原氏のような再三再四にわたる歴史の歪曲や、日本軍国主義の侵略行為と排外主義の氣勢を煽った醜惡な行動によってもたらされた影響である。

日本国民は、彼らが引続き行動するのを許しておくことができるだろうか。12月13日、日本の数力所で、市民が南京大虐殺53周年にあたって石原発言を批判する集会を行い、石原氏に、彼の悪意に満ちたデタラメな発言を撤回し、中国に謝罪することを要求した。日本国民は、彼らが騒動を引き起こし続けるのを許してはいないのだ。(1990年12月25日/ニューヨーク「聯合日報」・1991年1月16日・5ページに掲載)

日本侵略軍の南京での残虐行為の報道について
- 日本の国会議員・石原慎太郎氏に反駁する -

日本の国会議員の石原慎太郎氏は、アメリカ雑誌『プレイボーイ』誌・1990年10月号に掲載されたインタビュー記事の中で、日本軍国主義が南京で行なった大虐殺は「中国人のでっち上げた嘘」とであると公然と

指弾した。こうした歴史の事実を顧みない、口からでまかせの暴言に対して、きわめて大きな憤慨を呼び起こさずにはいられなかった。

石原慎太郎氏は、あるいはわざと知らないふりをしているのかもしれないし、または、学識が浅く見聞が狭いからなのかもしれないが、「もし、それだけ破天荒なことがあったのなら、当時の外国の従軍記者が、なぜ報道しなかったのか^注」などと言っている。果して本当に外国人記者の報道はなかったのだろうか。

日本軍が南京を占領したとき、南京に踏みとどまっていた欧米の記者は、「ニューヨーク・タイムズ」のダーディン（F. Tillman Durdin）、「シカゴ・デイリーニュース」のスティール（Archibald T. Steele）、ロイター社のスミス（L. C. Smith）、AP社のマグダニエル（C. Yates McDaniel）の4人の新聞記者と、パラマウント映画のメンケン（Arthur Mencken）撮影技師だった。彼らはいち早く目撃した日本軍の暴虐行為を報道している。例えば、12月15日、スティールの南京から打電したニュース「日本軍が南京で虐殺、略奪」、12月19日、「ニューヨーク・タイムズ」上海特派員のアベンド（Hallet Abend）が打電したニュース「日本軍が、捕虜、一般大衆、婦女子、児童を殺害」、12月18日以後にダーディンが漢口から送った詳細な報道がある。こうした記者たちは、12月15日に南京を離れ、暴虐行為の状況のすべてを見たものはいなかったが、彼らの目撃した最初の数日間の状況だけでも、それはすでに恐るべきものであった。ダーディンは次のように描写している。「ま

るで、はるか昔の野蛮時代に起こったようなありさまだった」（「ニューヨーク・タイムズ」1938年1月9日号参照）

ちょうど暴虐行為が行われた期間に南京に踏みとどまっていた外国人として、アメリカ国教会派牧師のマギー師（J. G. Magee）、金陵大学教授のベイツ（M. S. Bates）とスミス（L. S. C. Smythe）、蘇州生まれのアメリカ人のフィッチ（G. A. Fitch）、ドイツシーメンス会社のラーベ（John H. D. Rabe）などだった。

彼らは南京で国際委員会を組織し、「安全区」をつくり、目撃した日本軍の暴虐行為を記録にとどめ、日本軍当局と日本領事館に提出し、抗議を行っている。こうした記録と抗議の内容、および彼らが上海の友人にあてて日本軍の残虐行為を記した手紙を、1938年3月に「マンチェスター・ガーディアン」の特派員のティンバリー（H. J. Timperley）が編集して本にまとめ、『戦争とは何か - 日本軍の中国における暴行』と題して、ロンドンとニューヨークで出版された。中国でも同年7月に、『外人目睹中之日軍暴行（外国人の目撃した日本軍の暴行）』という書名で中国語の翻訳本が出され、日本語の翻訳本も同年に中国で出版された。

1938年1月から2月にかけて、日本軍の暴虐行為についての報道は全世界を駆けめぐり、当時の朝鮮総督の南次郎ですら、国際法廷において、新聞紙上で日本軍の南京での残虐行為の報道を見たことがあることを認めたのだった。

当時、日本の同盟国だったドイツの南京駐在の大使館員も、12月24日、彼が船に乗って上海に脱出する際、南京郊外で「山の

ように積まれた民間人の服装の死体」を目撃し、1939年3月4日、また「郊外の下関港には、大虐殺に由来する約3万の死体が流れ着いている」のを見た、と、本国政府に報告している。(1990年12月18日、共同通信社ボン分社今井記者報道)

これに類する資料はまだたくさんある。石原氏にかかると、およそ全ての資料が「中国人のでっち上げた」ものということになる。石原氏にこうした態度で、果してまじめに討論することができるものだろうか。

日本侵略軍による南京での残虐行為の証拠 - 日本の国会議員・石原慎太郎氏に反駁する -

石原慎太郎氏が南京大虐殺の血生臭い罪悪や経過をぬぐい去ろうと謀って発言するや、中国、日本とアメリカの数多くの学者や読者、大衆団体の反駁、非難と抗議にあった。しかし石原氏はこれを聞かないふりをして、1991年にまた、日本雑誌『文芸春秋』の2月号に発表した長文で、中国の側で(南京大虐殺の)^注「証拠を出すべき」と言った。

中国を侵略した日本軍による、全世界を震え上がらせた南京での大虐殺を、どうして証拠なくして言いたてることができようか。中国戦犯裁判軍事法廷と極東国際軍事法廷は、まさに大量の証拠に基づいて、その直後の責任者に死刑の判決を下したのである。

たとえば中国法廷が確認したところでは、大虐殺期間中の「日本軍の捕虜となった中国兵士、民間人のうち、中華門花神廟、石観音、小心橋、掃帚巷、正覺寺、方家山、

宝塔橋、下関草鞋峡などで集団殺戮に遭い、死体を焼き払われた者は合計19万人以上に達する。中山門下碼頭、東岳廟、堆草巷、斬龍橋等で個別に虐殺され、死体を慈善団体によって埋葬された者は、合計15万人以上に達しており、被害者総数は合計30余万人である。」

その証拠については、「この事実、現場にわが身を置いた証人、殷有余、梁廷芳、白増榮、単張氏、魯甦、殷南岡、芮芳縁、畢正清、張玉発、杓榮福、潘大貴、毛呉氏、郭岐、範実甫、姚加隆、万劉氏、徐承驥、僧隆海、蓮華、泥慧定ら1,250余名及び当時死体処理埋葬の責任者であった許伝音、周一漁、劉德才、盛世徴らが、まちがいないことを宣誓して証明しただけではなく、紅卍字会の埋葬処理死体数43,071体、崇善堂の埋葬死体数112,266体という統計表および、日本軍のカイライ南京督令の高冠吾が靈谷寺に合葬するために建てさせた『無主孤魂3,000余』という碑文が証拠である。また、本法廷が合葬地点に基づいて、中華門外の雨花台、万人坑等で五つの墳墓を掘り起こしたところ、被害者の遺骨数1,000柱が発掘され、法医の潘英才と検査員の宋士豪等が、遺骨の多くに刀や銃弾および鈍器でつけられた傷跡を検証・鑑定して記入した鑑定書は考慮すべき文書である。更に、当時の日本軍が武勲を誇るために自分で撮った虐殺場面の写真15枚、および、現地で撮影した城内での集団虐殺の映画も、これらはわが軍の勝利の後で差し押さえて入手したものであるが、証拠に資することができる。」

さらに、「国際委員会の組織した南京安全

区内の記録書類が日本軍の暴虐行為を列挙し、外国人記者のティンバリーが書いた『戦争とは何か - 日本軍の中国における暴行』、スミスの『南京地区の戦争被害』、および当時南京戦に参加したわが軍大隊長の郭岐の書いた『陥都血涙録』のそれぞれに記載されている部分は、ことごとくあい符号している。また、当時南京にとどまっていたアメリカのベイツ教授とスミスが、自らが目撃した実際の状況を法廷に出廷して宣誓・誓約の上で証言したものとかなり異なることはない。」

こうして出されてきた結論を、「南京を連合して攻略した日本軍の各将校が、共に兵を放って、手分けして虐殺、強姦、略奪、財産破壊した事実は、既に多くの人たちが証明する確実な事実であり、隠ぺいすることは不可能である」ということである。（中国戦犯裁判軍事法廷『戦犯谷寿夫判決書正本』参照）

極東国際法廷も大量の証拠を取調べ、その中には、当時ドイツ政府が派遣した南京駐在の大使館員から得た報告も含まれている。その報告では「これは、個人的なものではなく、陸軍全体、すなわち日本軍それ自体による暴行と犯罪行為である」と言い、この報告の後の部分では、なんと日本軍は「野獣の集団」と表現されていたのである。そして、最後に出された結論は、「日本軍が占領してからの最初の6カ月間で、南京とその付近で虐殺された市民と捕虜の総数は20万人以上に達する。……この数字は、日本軍によって焼き捨てられた死体や揚子江に投げ込まれたり、その他の方法で処理された死体はその中に含まれていない。」

（極東国際軍事法廷判決書参照）

この数字に食い違いがあるのは、中国法廷で言っているのは「被害者総数」であるためである。そして国際法廷が明確に指摘しているように、多くの被害者がまだ「その中に計算されていない」のである。

中国法廷と国際法廷の裁判以来、今日に至るまでもまた、中国の生存者の証言や南京攻略戦に参加した日本軍の将兵の陣中日記を含めて、数多くの新しい証拠が発見されている。

こうしたしっかりした調査を経た、確実な事実と根拠のある、しかも国際的に公認された裁判によって確認された数字に対して、石原氏は「勝者の敗者に対する裁判^注」とか、「一方的な裁判」と宣伝している。

そして、このような方法で、日本軍の南京での残虐行為によって血塗られた事実を否定しようとたくらんでいる。これらの裁判に、第二次世界大戦の特殊な歴史的背景が反映しており、裁判の正義性、合法性、公平さとその権威について疑いをさしはさむ余地はないことをどうして知らないのだろうか。

第二次世界大戦で、ドイツ、日本、イタリア3国は、勝手気ままに他国への一連の侵略戦争をおこない、戦火はあまねく60余りにのぼる国と地域におよび、人類を空前の大災禍に陥れた。ほとんど全ての主権国家は、みんな侵略に反対して立ち上がり、「連合国家宣言」に参加し、ドイツ、日本、イタリアに宣戦し、3国枢軸は世界の共通の敵になったのだった。侵略戦争犯罪の罪科を追及するのは必然的なことであつたが、これは侵略者を徹底的にうち負かした以降

やっと可能になったのである。だから、ニュールンベルグ裁判と東京裁判は、戦勝国の侵略戦争犯罪への裁判であったのみならず、国際正義の侵略戦争犯罪に対する裁判でもあったのだ。

そのほか、極東国際法廷は11カ国のみの司法官で構成されたものではあるが、しかし、全ての被害を受けた国々を代表しただけではなく、また、世界人民を代表したものである。かつまた、法廷憲章規定の原則と手続きに基づき、法廷は1,300数件の証拠を受理し、419人の証人が出廷して証言し、779人が書面で証拠を提出し、818回の法廷が開かれ、2年7カ月を費やして、やっと判決が下されたもので、1,213ページにのぼる膨大な判決文であり、それは全世界の平和を求める国々と人々の支持を受けたのだった。

しかも1952年、日本が平和条約を結んだとき、その条約の第11条には、次のように明確に規定されている。「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内および国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。」日本政府は、この平和条約に署名し、国際法廷と連合国の戦争犯罪裁判法廷の判決の正当性と合法性を認め、そして、その判決を受け入れたのだった。

国会議員である石原氏は、このような事実について、恐らく知らないはずはないだろう。

1937年～1938年の南京市の人口

- 日本の国会議員・石原慎太郎氏に反駁する -

石原慎太郎氏は、中国を侵略した日本軍による南京大虐殺を否定しようとするデタラメな発言をおこない、日本の学者と民間団体の非難と抗議にさらされた。しかし、石原氏はひたすら自分の意見に固執し、『文芸春秋』2月号に発表した長文で、またもや当時の南京の人口問題を持ち出し、中国守備軍は5万人で、市内とその他の地区から逃げ込んで来た「安全区」に収容された人たちがおおよその全市民の人数で約20万人。この両者をあわせたのが25万人であり、従って殺害されたのが30万人と言うのは「科学的根拠」がない……などと言っている。

これは、実際には、とっくの昔に論破されている田中正明^注氏の言いぐさであり、石原氏は、ただ、再び古ぼけた主張を出してきて宣伝しているにすぎない。石原氏は、とっくに影も形もなくなってしまった田中氏の言葉をそのまま持ち出して、とくくと中国守備軍は5万人だったなどと言っている。

しかし、南京防衛戦に参加した中国の將軍の宋希濂等は、南京城を防衛した部隊について次のように証明している。

宋希濂・第78軍の36師（宋希濂が師長を兼任）、王敬九・第71軍の87師（師長・沈発藻）、孫元良・72軍の88師（師長・孫元良兼任）、桂永清の教導總隊、徐源泉・第2軍団の第41師（師長・丁治磐）と第48師（師長・徐繼武）、および74軍、66軍、83軍などあわせて10数万人であった。（宋希濂『南京

城戦役親歴記』参考)

南京攻略戦に加わった佐々木致一少将は、彼の「手記」の中でも、中国守備軍は10万人(1938年1月5日の頃)と記している。田中正明氏と一緒に南京大虐殺の歴史的事実を抹殺しようと企図しておこなった座談会で、元日本軍第6師団通信主任の鵜飼敏定小佐でさえ14万人であると認めている。(雑誌『諸君』1985年4月号)

石原氏は、全てにわたって資料を把握し、そうした根拠に基づいてまじめに研究し、正確な結論を出したのではなく、独断的に決めつけて中国軍は5万人だと言っているのである。これが「科学的態度」と言えるようか?

南京の人口については、1937年11月23日の「南京市政府の軍事委員会後方勤務部への公文書」では、1937年6月の南京の人口は101万と称しており、日本軍が接近するにつれて、一部の人口が後方に逃げだしたが、しかし11月下旬には、南京市住民はなお50余万人を数えていた。これには中国守備軍と市外から逃げ込んできた難民の人数を含んでいない。

スミス博士の調査結果もこれと同様であり、彼が著した『南京地区における戦争被害』の中で、次のように述べている。「(1937年の)南京市の人口は、ちょうど100万人を越したところであった。この数字は8月、9月にかけて急減し、11月初旬にまた、50万近くに戻った」

こうした住民は、日本軍が日増しに接近してくるにつれて、多くが国際委員会の設置した「安全区」にどっと入ってきた。しかし、この安全区は3.86平方キロメートル

の広さしかなく、南京市のごく小さな一部分であり、とうてい全員を収容できるものではなかった。少なからずの人数を安全区外にやむなく留まらずか、南京城郊外に逃げさせるよりほかしかたがなかった。

例えば、下関、宝塔橋、和記洋行などには、2万人以上の難民が集中し、日本軍が南京に入城して占有する以前は、国際委員会は彼らに食糧の一部を分け与え、生活を維持させた。あとで食糧がなくなると、彼らは次々に安全区に避難することを要求してきた。しかし、安全区は既に混みあっており、日本軍もまた、彼らの移転を認めず、また、国際委員会が彼らを援助することも許さなかった。後に、こうした難民の大多数が日本軍に虐殺されたのだった。

またたとえば、南京が占領される以前に、多くの市民が南京から離れようと下関の揚子江岸一帯に逃げてきたが、しかし、大揚子江を飛んで渡る方法もなく、ただ城外の揚子江岸の村落で押しあいへしあいするしかなかった。南京陥落以後、老若男女を問わず約5万7000余人全部が銃殺された。

また、「ニューヨーク・タイムズ」の記者のダーディンが報道するところによると、「市内南部と西南部は、逃げられなかった多くの中国市民がすべて虐殺された」。日本軍が南京を占領して以後、彼は南京城の南の地区を訪問し、中国の住民が日本軍に虐殺された悲惨な状況を目撃し、次のように書いている。「いたるところで普通の中国人の死体が横たわり」「南京の路上は累々たる死骸であふれ、時には死体を前もって移動してからやっと自動車が通行できるありさまだった」(「ニューヨーク・タイムズ」1937

年12月18日、1938年1月9日)

これと同様の例証は枚挙にいとまがない。しかしながら、このような地区はすべて安全区外である。石原氏の論法では、和記洋行や下関、市内南部、南京の街路上等は、おしなべて南京には存在せず地球外の天体にあるようだ。

南京大虐殺以後、日本のカイライ南京市政府「立法院」の立法委員の王鴻恩は、1937年4月27日に上海で朝日新聞の座談会に参加した際、次のように語っている。「南京市の人口は、事変以来、すなわち国民党政府の全盛時代に、あわせて107万人の多くにのぼっている。事変の後になると、人口はにわかに17万の数に減った。」そして、1939年4月になってやっと50数万人に増えた。王鴻恩は日本の手先である。日本軍のために、その残虐行為の罪を逃れさすために尽力してきたとはいうものの、しかし、やはりこの事実を認めざるをえなかったのである。

南京市の人口がなぜ「急激に17万の数に減った」のかという原因の一つは、まぎれもなく、日本軍が「残敵を肅清するために、………当時は、明確に区別がつかなかったために日本軍も彼らを見分けることができず、一般の罪のない善良な民衆が」虐殺されたことによるものであった。

石原氏は、南京市の人口の変遷と流動状況を研究せず、田中正明氏と同じように、安全区内の20万人が南京市の「全市民数」であるとしつけて言いくるめ、その後で、それを虐殺された30万人の数と対比させて、「非科学」的な結論を出したのである。なぜこうした、「耳をおおって鈴を盗む」類の愚

弄したやり方が必要なのだろうか。賢明な人なら、これを一べつただけで、石原氏の思惑はすぐわかるというものだが、どちらにしろこれを、「科学的」態度とは、どうてい言えようはずがない。

注

石原 アメリカ人は一般にあの原爆が落とされたときに何人の人間が死に、あの原爆が原因の原爆症で何人の人間が死んでいったかを知りません。このことを指摘するとアメリカ人は必ず「だって、日本人は真珠湾を攻撃したではないか」と言います。

P B 日本の歴史はそれほど血にまみれていないと言うのですか？日中戦争の最中であのすさまじい大量虐殺は絶対に正当化できませんよ。

石原 拳銃や機関銃と原子爆弾では話が違います。同列には論じられません。それに、日本人が何をしたというんです？どこで日本人は虐殺をしました？

P B たとえば1937年の南京大虐殺です。10万人以上の民間人が虐殺されました。

石原 日本軍が南京で虐殺をおこなったと言われていますが、これは事実ではない。中国側の作り話です。これによって日本のイメージはひどく汚されましたが、これは嘘です。

『プレイボーイ』「プレイボーイインタビュー」石原慎太郎(1990年 英語版・10月号、日本語版・11月号)

注

「石原慎太郎衆議院議員の話

(プレイボーイ誌の記事は)私の発言の

通りです。私は中国側が（南京大虐殺の事実関係について）証拠立てればいいじゃないかと言っている。私はいわゆる大虐殺というものがあったとは思っていない。なかったものをあったと言うのはうそじゃないですか。細かいことはいちいち申し上げないが、詳しくは『『NO』』といえる日本人』に書いている通りです。それだけ破天荒な（大虐殺という）事があったのなら、当時の外国の従軍記者がなぜ報道しなかったのかという疑問がある。自民党の政府家に聞いてごらんさいよ。ほとんどの人は（南京大虐殺が）あったとは信じていないですよ。米誌の記事はフリーランスの記者と4回ほど会って延べ5時間ほど話した内容を基にしている。」

（京都新聞 1990年11月11日）

注

南京市で避難民救援活動をしていた、ジョン・マギー牧師とジョージ・フィッチ牧師が撮影した南京大虐殺の生々しいフィルムがこの7月、ロス・アンジェルズで見つかった。

注

「...（原爆で亡くなった）このおよそ30万人に及ぶ数は担当官庁による正確な調査をふまえての厳然たる信憑性があるが、南京における虐殺の人数の被害者30万人という奇しくも同じ数にはほとんど根拠がありはしない。あるなら提示してもらいたいものです。原爆による死者のデータには、いつ、どこで、男女の性別、という資料の裏打ちがあるが南京のそれ数にはほとんど裏打ちがない。南京にあるとかいう虐殺の記念施

設の壁にただ30万と刻まれているというだけでは事実についてなんの証左ともなりません。しかし、また改竄されたり拡大された数字というのは数を超えたインパクトを持ちます。」

「日本を陥れた情報空間の怪 - 南京事件・北方四島・尖閣列島問題の虚構」
（『文芸春秋』1991年2月号99頁）

注

「...ならば東京裁判というのは一体どのような裁判で、裁判としてのいかなる権威、いかなる妥当性があったのか。普通の裁判ならず、その判断の妥当さを疑う限り、そこで下された判決についての上告の機会も権利も認められているが、報復を兼ねて勝者が敗者を一方的に裁いただけの東京裁判は、その性格上からも誤審に対する名誉は復権の機会などまったく講じられていませんでした。...」

「日本を陥れた情報空間の怪 - 南京事件・北方四島・尖閣列島問題の虚構」
（『文芸春秋』1991年2月号96頁）

注

「...歴史の科学の一分野とするなら科学的ともいえますが、30万説にはそれがありません...」「当時の外国報道人の報告では中国軍の数は10人と称しながら実は5万程度であり、その他の南京における人口、つまり一般市民の数は、他の地域から特定の安全区として指定された地域に逃げ込んだほとんど全市民の数としては、南京安全区国際委員会のラーベ委員長やその下に書記としていたスマイス博士などが書いた公式文書に

よれば約20万とされている。足し算引き算にしてみても兵隊と市民合わせて25万しかない城内で30万の人間が殺戮されたというのは、前述のターディン記者の言葉の通り、私にはよくわからないし、誰にもわかりませんまい。」

「日本を陥れた情報空間の怪 - 南京事件・北方四島・尖閣列島問題の虚構」
(『文芸春秋』1991年2月号104頁)

注

『“南京虐殺”の虚構』(田中正明 著1984年6月 日本教文社) この説は、『南京大虐殺の証明』(洞富雄著1986年3月5日、朝日新聞社) などでも、あやまりが指摘されている。

3．日本国憲法とP K O問題

湾岸戦争以来、日本の国際貢献の議論が盛んである。昨年廃案になった国際平和協力法案に代わり、国際平和維持活動（P K O）協力法案が登場、国会に提出され議論がなされる。

「速やかな成立」を望む政府側に対し、自衛隊の海外派遣に法的根拠を与えようとするこの法案には、平和憲法のなし崩し、戦前の軍事国家化の道へ逆戻りするものとの厳しい指摘がある。特に中国は日本の海外派兵の動きに神経をとがらせている。「自衛隊という名の軍隊が海外へ出かけることには、強い抵抗を感じる。」（中国外務省首脳）「経済大国日本はいま、政治大国をめざして、やがて必然的に軍事大国の道を歩む」というのが中国の見方だ。

過酷な沖縄戦を体験し、今なお広大な米軍基地をかかえる沖縄県民にとってもこのP K O法案を無視するわけにはいかない。日本国憲法や自衛隊の成立過程を概観しながら、この問題を考えてみたい。

（1）自衛隊の成立過程について

独協大学の古関彰一教授は「世界」（岩波書店刊・月刊誌）の編集部のインタビュー記事「安保、自衛隊の隠された部分」に応えて多くの示唆に富んだ発言をしている。まず、その発言の主旨を歴史の進展にともなって要約すると、

1947年4月（憲法が施行される前）

吉田首相の腹心である朝海浩一郎は、オーストラリアのマクマホン・ボールという当時英連邦の代表で日本にいた外交官に対

して「警備用航空機を有する10万規模の軍隊をつくりたいがどうか」という提案をしている。同じ内容のことをカナダ代表で日本にいたハード・ノーマンにもやっている。

1947年5月

日本国憲法施行

1947年9月

外務省内で講和構想を検討しているが、その構想では「米・ソの対立がある場合」と「ない場合」を想定している。「ない場合」は簡単な構想だが、「ある場合」には、たいへん具体的な構想が述べられている。そのなかで、米ソ対立がある場合、「米国と日本との間に特別な協定を結び、日本の防衛を米国の手に委ねる」と述べている。

しかも外務省はこの講和構想をアメリカ側に伝えるために、一時帰国する占領軍の米第8軍司令官、アイケルバーカーに託している。つまりこの時点で「安保体制」を日本側が望んでいることをアメリカ側は知っていた。戦後の安保体制はアメリカの極東戦略として、日本に押しつけられたと考えてきたが、日本側が望んでいたということになると、単純にそういう解釈をすることはできなくなった。

同じ1947年9月

沖縄を長期的に供与していいとする天皇メッセージが出る。

天皇メッセージ：「アメリカによる沖縄の軍事占領は日本に主権を残存させる形で長期に - 25年から50年ないしそれ以上 - 貸与するというフィクションのうえになされるべきだということを言った。」

という。これにより沖縄の施政権の分離は、サンフランシスコ講和条約に記され、安保体制の大きな柱となった。

1948年秋

アメリカの極東戦略が日本の「非軍事化」から「軍事化」へと変わる。いわゆる「逆コース」が始まった。

1949年

アメリカの講和条約構想が出てくるが、そのなかに日本の再軍備を禁止する条項は入っていない。アジア側からみると、一体これはなんだということになる。日本国憲法では陸、海、空の戦力を保持せず、積極的にアジア諸国、全世界にこの憲法の平和主義の説き、国際平和に寄与するというのにである。

米軍の駐留、沖縄の切り離し、軍隊の創設は、安保体制以外のなにものでもない。この発想を日本はすでに1947年秋には出しており、アメリカを含めた連合国側に知られている。こう見てくると、日本側には同年5月に施行された憲法、とりわけ第九条をどこまで守って行く気があったのか疑問である。すなわち、警察予備隊ができてから憲法解釈が変わったのではなくて、もっとずっと以前に憲法認識そのものをなくしていたのである。

1950年7月8日

マッカーサーは「警察予備隊」をつくるよう吉田首相に指示した。アメリカ国務省が考えたのは、明かにアメリカの極東防衛の一翼を担うものとして日本の再軍備を考えた。つまり、反共勢力の一翼を

日本に担わせるということであったのである。

1953年1月

「憲法改正国民投票法案」を日本政府は閣議決定している。国会には上程されなかったが、この時点で政府は改憲の決意をしていたのである。つまり日本政府は、先に憲法に反する日米合意をつくって、それを隠しておいて、その合意に合わせるように憲法改正を後から考えたということになるのである。

(2)日本国憲法について

私たちはこれまで政府は政府であるがゆえに、当然のように「憲法」を守って行政を進めるものであると考えていなかったであろうか。しかし、前項の自衛隊の成立過程を見ても分かるように、どうも「憲法」を守らないようにするのは、日本という国の政府のようである。そしてそのことをよく分かっていたのが、実は「日本国憲法」を草案した多くのアメリカ人だったようなのである。

弓削達（ゆげ・とおる フェリス女学院大学学長）は、こう述べている。「日本国憲法は、理想主義だといわれていますが、私は憲法はしっかりした一つの理想的な構造をもっていると思います。まず、『前文』に平和的生存権が出てきます。こういう概念が法律の中に出てくるのははじめてです。そして、平和的生存権のために九条がある。絶対非武装、交戦の禁止。しかしその非武装、非交戦を破って戦争するのはだれかというと、政府だと憲法は言っているのです。」（『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起

こることのないやうにすることを決意し、』とある。)「政府のやり方によって、再び戦争が起こらないようにというのが『前文』なんです。そして、それを守らせるのは、戦争をさせないのは国民であり、民主主義だというんです。」

「第一章に『天皇』がありますが、天皇は偉いから第一章にあるのではなく、大日本帝国憲法との切断のためにあると思う。なぜなら、この規定は全部否定的、限定的なのです。何々してはいけない、何々はやっていいと。」「そして九条があって、九条を破るのは政府だから、政府に破らせないように、第三章の『国民の権利及び義務』がある。この部分が量的にも一番大きい。『権利及び義務』と書いてあるけれども、『義務』は納税の義務と子供を教育する義務だけで、あとは全部基本的人権です。だから国民の基本的人権を守ることが平和を守ることであり、また平和を守るためには国民の人権を守らなければいけない。こういうふうにセットになっているのが、憲法の理想だと思うんです。日本国憲法の平和思想は、決して単なる理想主義ではなくて、非常に具体的なんです。」と。

実に素晴らしい解釈であるとともに、何で日本人はこの素晴らしい憲法を生かしきれていないのかと憤りを感じる。

(3)まとめ

今回のPKO協力法案も日本国憲法を守る意志のない政府だから提出できるのだと結論が出る。日本の戦後を見ると、結局憲法をないがしろにしようという政府が長い期間行政を行っている。日本「民主主義」

や日本人の品性まで疑われても仕方がない。ドイツのシュミット元首相は「日本人は世界に友人をもっていない」といったという。その通りであろう。「日本人はお金を持っているから、目の前ではみんな尊敬した顔をしているけれども、裏では決して尊敬していない。むしろ憎んでいる。これが今後どのように深刻に日本に影響してくるか、日本人が現在において誇れるものは何もない。」(弓削達)

今年9月25日、PKO法案に理解を求めようと訪中した伊東正義日中友好議員連盟会長と会談した中国の江沢民総書記は、「中日関係を論ずる場合、前向きの姿勢で世々代々まで友好的につき合わなければならない。(問題は)双方とも、次の世代に対する教育をどうするかだ。我々は中国の青年に対して『歴史を正しく理解し、以前のことを決して忘れてはならない』と教えている。日本ではどういう教育をしているのか。昔の軍国主義が中国だけではなく、日本の国民にも災難をもたらしたことを教えるべきだ。」と述べている。(1991年10月11日号「朝日ジャーナル」)

日本の侵略戦争の実相を国民の目から覆い隠し、歴史教科書の改竄を実行する日本政府、そして侵略したことへの反省もない日本政府に国際紛争調停役としての資格があるのであろうか。過去の行状に照らし合わせてもその役を買って出るのは、慎むべきであろう。

4．日本の賠償責任について

今回の南京での非公式会議での生存者の証言のなかで、日本に対して賠償を求めるとの発言が相次いだ。そして最近の調査では中国のみならず朝鮮人に対する強制連行の事実も公にされはじめている。林えいだい氏の「消された朝鮮人連行の記録」もその一つだ。青春を失い、苦しい生活を余儀なくされ祖国に帰ることも許されない人々の存在は、私たちの心を絞めつける。そこでも問題にされるのが「戦争責任」と「賠償責任」である。

湾岸戦争は、米ソの緊張が緩和されるにともない、これまで長い間冷戦の陰に隠れていた、その他の国家間・民族間の緊張関係や対立が、いま表面化していることを示している。この教訓は、ソ連の各共和国独立（民族国家の形成）や湾岸戦争直後からユーゴスラビアで起きている一連の出来事からも同じように読み取ることができるが、日本を取り巻く朝鮮人強制連行の問題、中国残留孤児の問題、侵略戦争による受難者等への賠償問題もこの世界史的な民族間の問題の一つとして考えることができると思う。

それは、今回の中国現地調査の一つのテーマでもあった「なぜ、日本人はあのような残虐な殺りく行為を繰り返すことができたのだろうか。」という疑問に対する回答からもうかがえる。すなわち、日本民族は優秀なのだ。だから自分たちが考えている「大東亜共栄圏」は絶対のものであり、暴力に訴えてもそのことを確立しようという「中国人蔑視」（中国人を民族として差別）

してもいいのだという考え方に基づく行為だったからである。「軍隊内部のひどい腐敗・野蛮性・サディスティックなリンチ。そのような野蛮社会で抑制された欲求不満（フラストレーション）が侵略先の弱者に、向けられれば無茶苦茶をするのも理の当然」（本多勝一著『天皇の軍隊』）という面もあったし、いろんな状況が重なったことが原因で虐殺事件は多発したが、なかでもこの進化論的な「弱肉強食」の考え方に基づく「中国人の蔑視」はその根幹をなしていたと考えられるのである。

日本の侵略戦争の大義名分とした「大東亜共栄圏」とは、理念としての「共栄」は名ばかりで実体は大日本帝国を新しい宗主国としてアジアの植民地構造を再編成する試み以外の何ものでもなかった。要するに太平洋戦争とは、ナチス・ドイツとファシズム・イタリアと手を組んだ世界再分割の野望を、日本がアジアで分担したことにほかならないのである。アジアにおける戦争という過程は政治行為がもたらした惨禍の責任は、それを始めた日本がとらなければならない。

戦後の連合軍による占領は、日本の戦争責任を明らかにし、それを償わせることに、まずその目的があったはずである。換言すれば、占領期は日本にとって懲罰と矯正の期間であった。しかし、ふつう敗戦に続く占領は過大な賠償金、領土の割譲、植民地化をとともうのが歴史の常であるが、日本占領は世界史に数多い占領の中でも、とびぬけて寛大なものであった。なぜそうなったのであろうか。そこには、戦勝国アメリ

力の極東戦略が大きく作用したと考えられる。

冷戦が進行するなかで、アメリカは中国に頼ってアジアを支配するか日本に頼ってアジアを支配するか、常に考えていた。1948年段階から蒋介石政権の中華民国に頼れない状態になって日本に頼ると言うことになる。(1949年10月、毛沢東率いる中国共産党による「中華人民共和国成立」)そこで登場したのが、「ロイヤル声明」(1948年2月)である。それには「日本を『極東の工場』にすることで『反共の防壁』とする。」と明言されている。そのために、まず日本の侵略戦争の賠償を軽減し、日本の経済復興を優先するという政策がとられた。当時、食うや食わずの日本側にとって賠償を軽くしてくれるということは、とてもありがたいことであった。しかし、今の時点で考えると、賠償とは戦争責任の問題であり、直接戦場にならなかったアメリカの戦略に基づき許してやるとすることに対しては、アジアの側からすれば、たまったものではなかったはずである。

実際、対日講和条約の締結にあたって、アジア諸国の厳しい賠償要求を、いわば値切り、先のばしにしたのは「条約の生みの親」ダレス米國務省顧問であったという。もし、独立回復の時点でアジアの国々に日本が正当な賠償を支払っていたとすれば、日本経済の今日の姿はあり得ないであろう。さらに中国についていえば、冷戦のおかげで国交のない状況を巧みに利用しつつ、国交回復にあたっては賠償請求の放棄をとりつけている。ここでも日本は正当な賠償を払わないことで、経済の発展を実現したの

である。

また、アメリカ占領軍は東京裁判とB C級戦犯裁判で直接犯罪を裁くことには厳しかったが、アジアの人々に対する犯罪的行為の責任を、日本が国家として取ることにについては、明らかに熱心ではなかったと指摘されている。当時の日本人も戦争への嫌悪感を示すことには懸命だったが、自分たちの国家が戦争中にひき起こした事態について責任をとることは恐らく考えもしなかったであろう。その結果として、未済の戦争責任は今日もわれわれと共にあると考えるのが妥当である。その負債を完済しないことには、われわれは広くアジアの人々に顔向けができないのではないかと思う。

経済大国として、そうした負債を払う余裕が日本には明らかにあるだけに、ことは道徳的責任には止まらない。過去に負い目を持つ日本人が、その罪を償いもしないままに、いやそれゆえに富み太った日本人がアジアの国々の各地を歩きまわるとしたらそれはたいへん不幸な事である。

湾岸戦争をきっかけに、第九条は時代おくれになった。豊かになった日本は経済大国として当然軍事的責任を負わせなければならないという議論が高まっている。

日本の戦争ではかりしれない惨禍をこうむり、それを民族の記憶として肌と心に止めている人々は、日本の最近の議論を耳にして、日本人はやはり好戦的な民族なのだと感じていることであろう。半世紀の歳月は、加害者にとっては加害の事実を都合よく忘れ去るには十分すぎるほどの年月かもしれない。ことさらに近代史の教育を怠って民族の負の遺産を若い世代に伝えていな

い日本の現状では、風化は急速に進む。しかし、実際に被害を受けた人々にとっては、50年前の受難の事実は昨日のことのよう新しいものであるし、惨禍は民族の記憶として子々孫々にまで受け継がれていることを肝に銘じておこう。

「世界史的な民族間の問題」というテーマが、20世紀最後の大きな国際課題として惹起してきた今日、日本政府及び全国民が総力をあげて侵略戦争の謝罪と賠償責任を果たすべきであり、そのことが真の歴史教育とともに日本の国際社会における尊敬を勝ち取る方法にほかならない。しかし、残された時間は極めて少ない。

国内においては、ソ連のシベリア抑留問題に関し、日本政府外務省は国家問題と個人への賠償は切り離して考えるべきであり、ソ連への個人的な賠償責任はできるものとの判断を持っているようである。したがって、同じように中国人や朝鮮人からの賠償請求に前向きに対応すべきであろう。

（本稿は法政大学、袖井林二郎教授の論文「占領はどう考えるか」に負うところが大きい。記して謝意を表したい。）